

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

豊明市(以下「本市」という。)では、2014 年 3 月に「豊明市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「前期計画」という。)」を策定し、3R を推進する資源循環社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働による取組を進めてきました。

前期計画の計画期間は、ごみの総量、1人1日当たり排出量はともに減少傾向で推移しており、前期計画の数値目標である1人1日当たりごみ排出量(家庭系及び事業系)や最終処分量については、目標達成の見込みとなっています。これには本市が進めてきたごみの分別回収、資源回収事業や生ごみ堆肥化事業等のごみ減量化・資源化施策の効果であると考えられます。一方、資源回収率については、目標達成は困難と考えられますが、これには資源として回収される紙類の流通量の減少や民間資源回収ステーションの増加など、近年の社会情勢の変化も大きく関係しており、今後のごみと資源の収集・運搬のあり方を検討する必要性が生じています。

国においては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定(2018 年6月)、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(2019 年10月)、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行(2022 年4月)など、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環の実現に向けて、これまでより一層の取組が必要となってきています。

本計画は、こうした本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、ごみに関する様々な問題の解決に向けて、今後10年間の本市の廃棄物に対する基本的な方向性を示し、循環型社会の形成に向けて必要となる施策を着実に推進するための総合的かつ中長期的な計画の策定をするものです。

第2節 計画の位置づけと役割

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条第1項で、「市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされた規定にもとづく「一般廃棄物処理計画」の一部です。

また、上位計画に豊明市の総合計画、環境基本計画があるほか、国の廃棄物処理基本方針、愛知県廃棄物処理計画、さらには広域処理している東部知多衛生組合で策定された一般廃棄物処理基本計画との整合性にも考慮した計画の策定が必要となります。

計画の位置づけを図 1-1に示します。

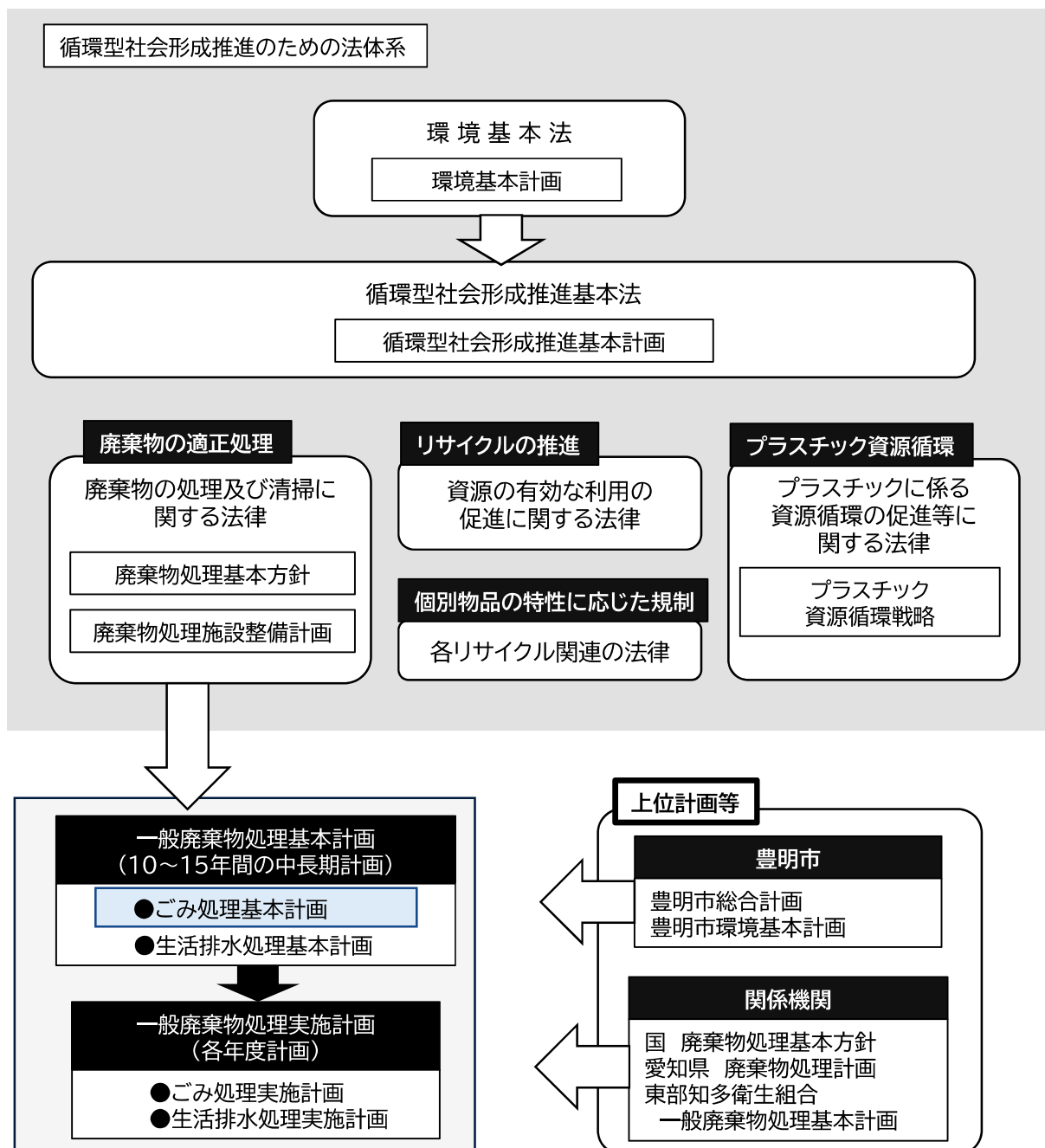


図 1-1 本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画の期間は、2024 年度を初年度とし、2033 年度を計画目標年次とする 10 年間とします。
なお、本計画は計画の進捗状況や社会的情勢などを見ながら必要に応じて見直しを行うものとします。

第4節 計画対象地域

計画対象地域は本市全域とします。

第5節 計画の範囲

計画の対象は、図 1-2の太枠の範囲内に示す一般廃棄物(ごみ)とします。

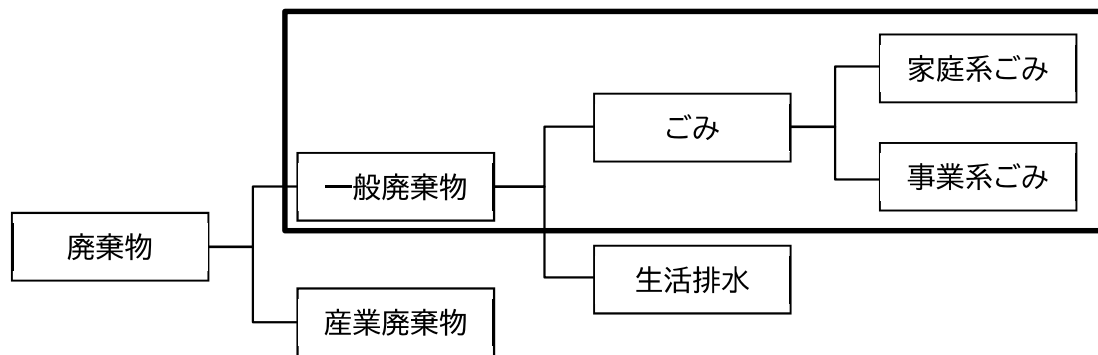


図 1-2 計画の範囲